

人口減少地域の郵便局等を活用した 行政サービス等の確保の推進について

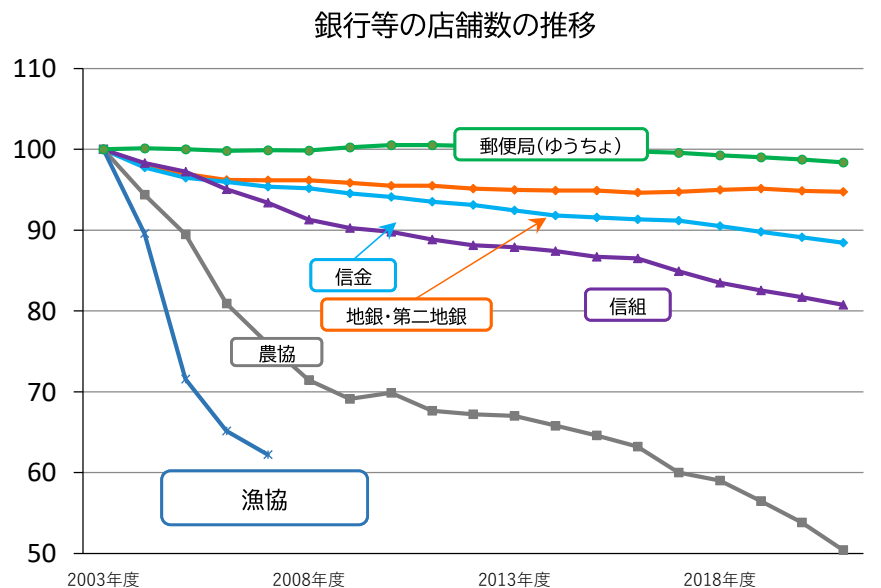
総務省情報流通行政局郵政行政部企画課

人口減少地域の郵便局等を活用した 行政サービス等の確保の推進について

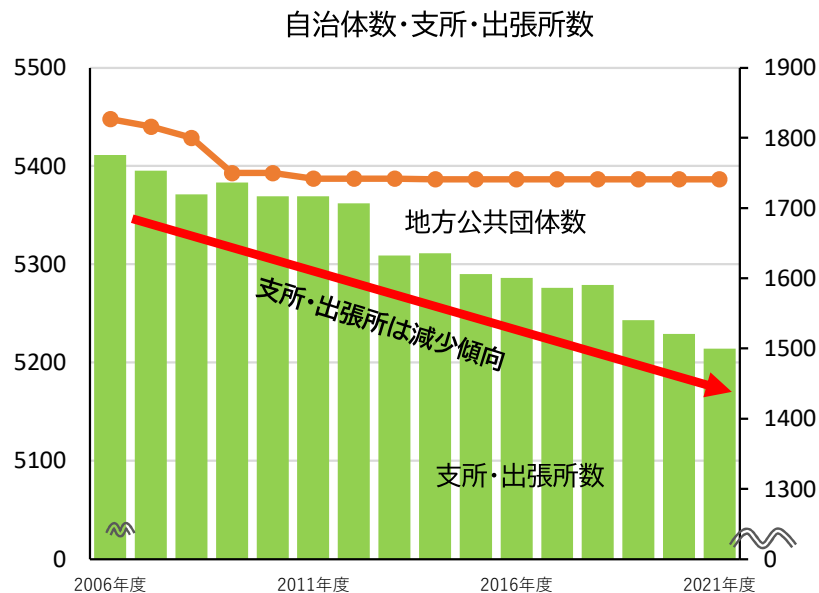
【令和7年1月30日】

1. 日本の地域社会の現状

少子高齢化や人口減少の進展により、地方においても様々な社会課題を抱えています。
 例えば、人口減少による地域経済の縮小を受けて、地方では、民間の各種サービスの統廃合が進む地域が増加。
 また、自治体の支所・出張所数は減少し、令和5年に全自治体対象に実施したアンケート（「令和5年アンケート調査」）で「支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある」と回答した自治体は、22%となっています。

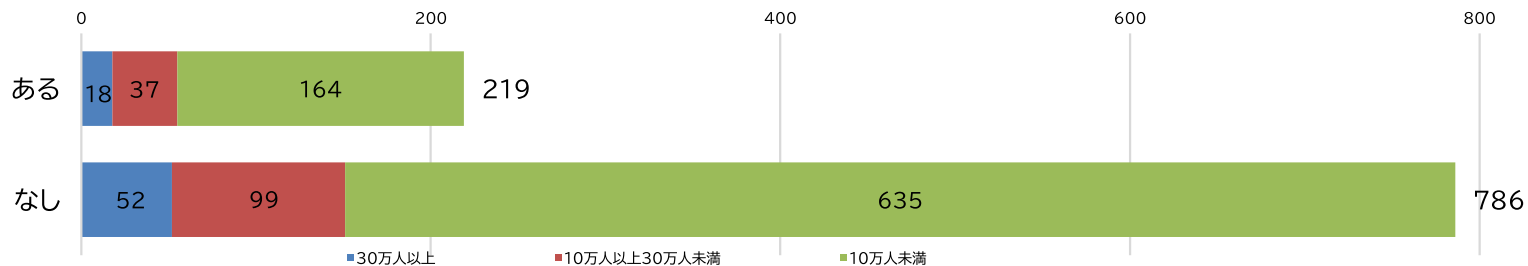


出典:第25回情報通信審議会郵政政策部会資料 資料25-2



出典:総務省「公共施設状況調経年比較表」

支所・出張所の維持に困難を感じる場合があるか



出典:令和5年アンケート調査

2. 地域社会における行政サービス・生活関連サービスについて

各市町村ごとの人口減少が進むことで、従来の行政サービスの維持も困難となる可能性があります。

また、生活サービス（小売・医療等）を提供する事業者・機関もサービス継続が困難となり拠点の縮小・廃止や支所等の行政窓口の縮小・廃止が進むことで、地域で生活する住民に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【地域住民の生活利便性の低下】

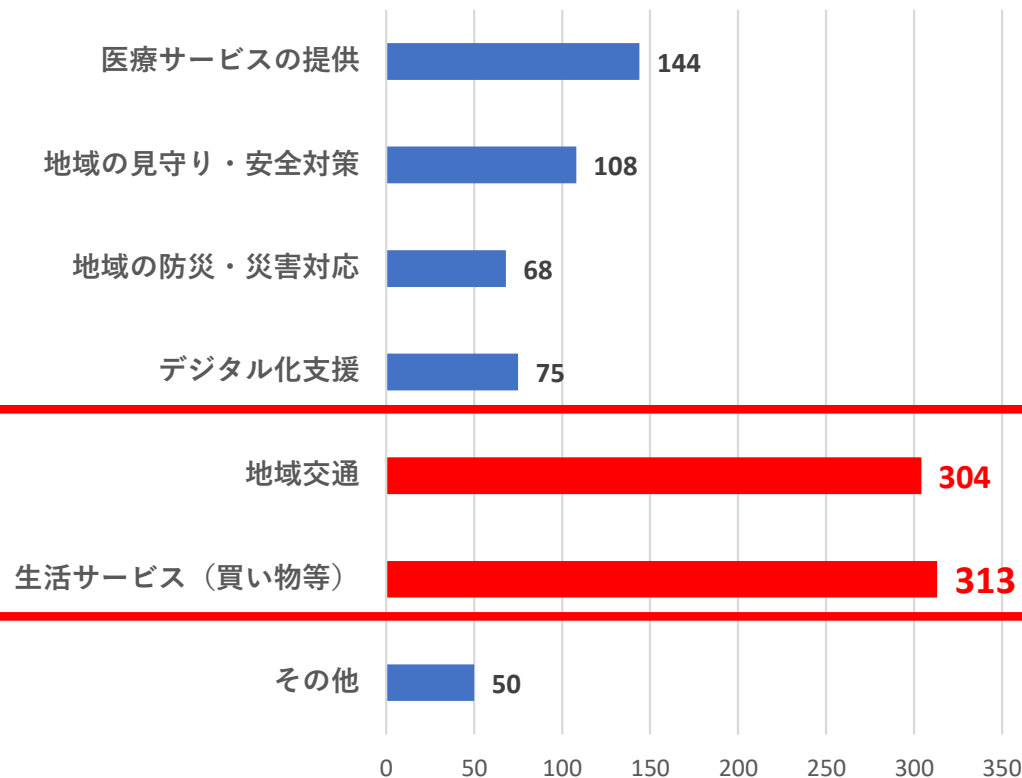
- 支所・出張所の縮小・撤退により、行政手続きに係るアクセス性の低下
- 小売店の撤退による生活必需品等の購入に係るアクセス性の低下（いわゆる買い物難民）
- 医療機関の撤退により、住民の医療サービスへのアクセス性の低下 等



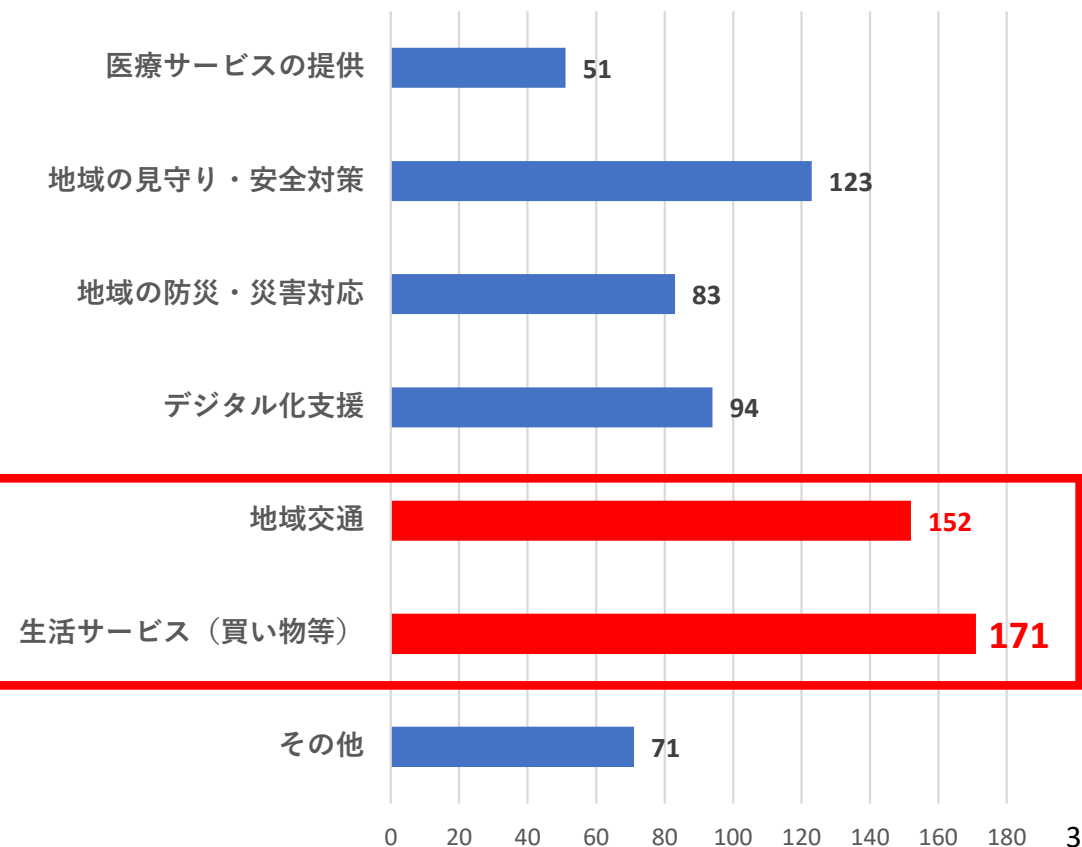
3. 地方自治体のニーズ調査の結果について（2024年11月実施）

- 「地方交通」と「生活サービス（買い物支援）」といったサービスの不足に課題を抱えている自治体が多い中で、今後、郵便局に委託して実施した取組についても「**地方交通**」と「**生活サービス（買い物支援）**」と回答した自治体が多かった。
- これらの結果から、地域に課題として地方交通や買い物支援はある一定のニーズがあり、郵便局の利活用（コミュニティ・ハブ）においてもこれらのサービスは地方自治体からもニーズがあると考えられる。

どのような生活サービスが
不足して困っているか

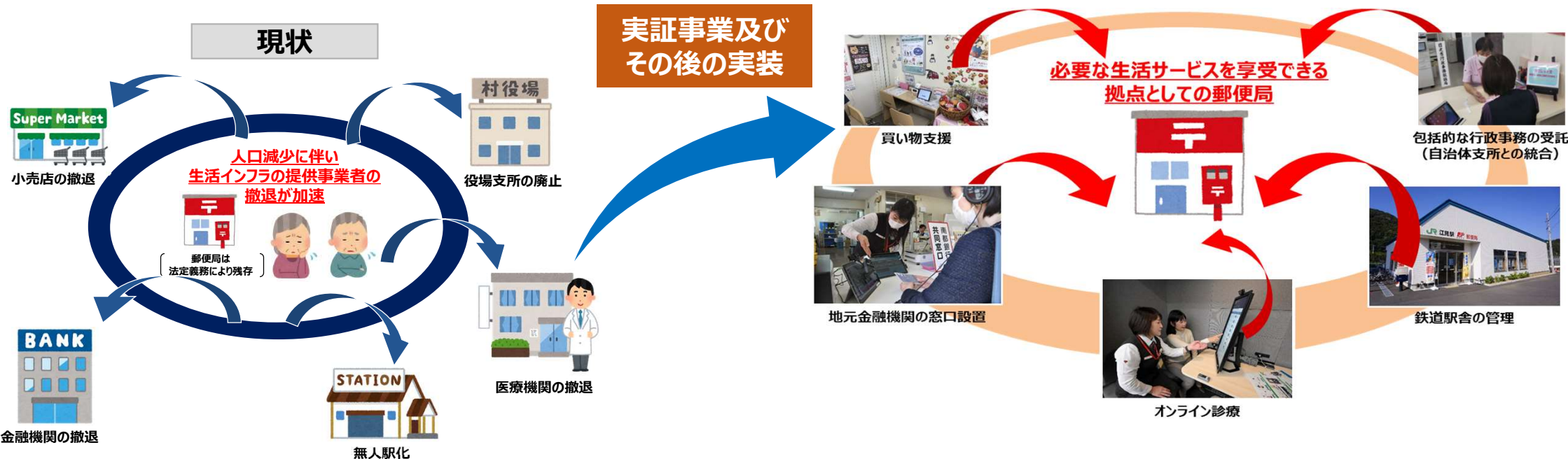


郵便局に委託して実施したい取組



- 郵便局の公共性・地域性※を活かして、
郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施します。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負う日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、
地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活サービス提供事業者等）と連携することで、**人口減少下においても持続可能な地域へ発展させる**ことを目指します。

※法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※
(郵政民営化法第7条の2、日本郵便株式会社法第1条)

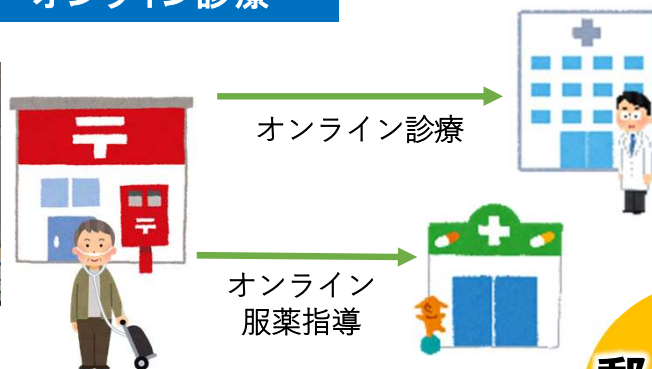


令和7年度予算額（案） 1.5億円（新規）

行政サービス・生活サービスの提供に係る郵便局の活用事例

- 郵便局の公共性・地域性を活かし、郵便局を複数の機能・サービスを提供する拠点として活用し、各地域の課題を解決し、地域の持続可能性の確保に貢献します。

オンライン診療



行政サービス



買い物支援



郵便局の活用例

空き家調査

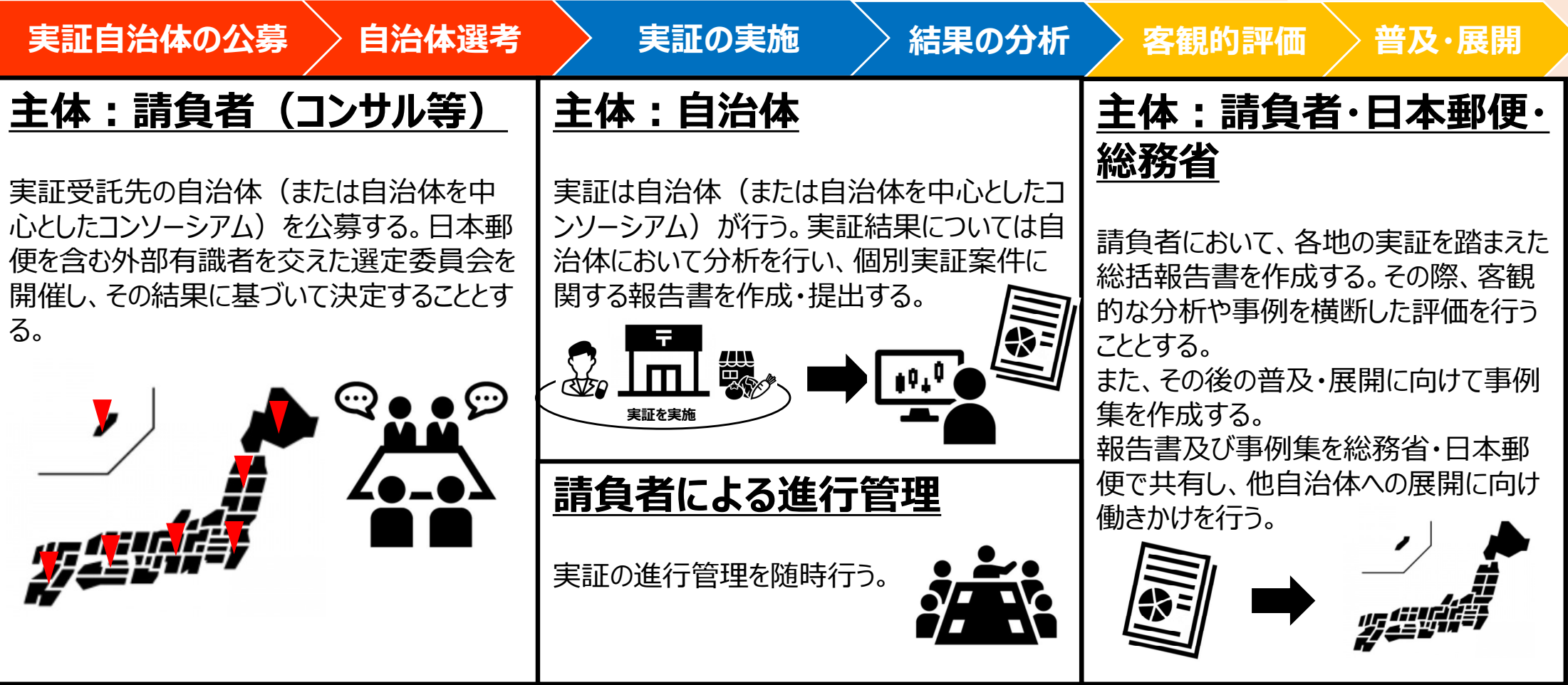
配達地域に精通している郵便局社員が、タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



※ 上記の事例以外にもご応募いただくことができます。

「郵便局活性化推進事業」及び「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」の実施結果等についてはこちら

<https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html>



スケジュール（予定）



【特別交付税措置について】

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村において住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

対象となる自治体

- 過疎地※に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村
 - 具体的には、郵便局事務取扱法等※に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地に所在する郵便局等に委託する市町村
- ※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）
- （令和6年9月末現在114団体）※ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

【対象となる経費（具体的な対象事業の範囲（例））】

行政サービス （市町村への申請サポート、オンライン相談等）	住民生活支援サービス
➢ システム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費 ➢ 広報経費 自治体窓口事務 	➢ 買い物支援のためのシステム整備費 ➢ 備品購入費 ➢ 広報経費 ➢ オンライン診療のためのシステム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費 オンライン診療 

特別交付税措置率 0.5